

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング（再処理施設（1－108）、MOX 燃料加工施設（1－99）」

2. 日時：令和4年2月3日（木） 13時30分～17時10分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、大橋上席安全審査官、中川上席安全審査官、田尻主任安全審査官、大岡安全審査官、上出安全審査官、藤原安全審査官、高梨安全審査専門職、森野安全審査専門職、清水係員

日本原燃株式会社 松田 常務執行役員 他36名

三菱重工業株式会社 安全高度化対策推進部 主幹 他2名

東京電力ホールディングス株式会社 サイクル技術グループ
グループマネージャー 他1名

関西電力株式会社 原子力事業本部 原子燃料部門
原燃計画グループリーダー

中部電力株式会社 原子燃料サイクル部 サイクル戦略グループ 課長

東北電力株式会社 原子力本部 原子力部（原子力技術） 担当

電源開発株式会社 原子燃料室 上席課長

5. 要旨

(1) 日本原燃株式会社（以下「日本原燃」という。）から、提出資料に基づき、申請対象設備の選定に関する整理方針、当該方針を踏まえた MOX 燃料加工施設（低レベル廃液処理設備及び火災防護設備）及び再処理施設（溶解施設）における整理状況並びに竜巻防護に関する資料の整理状況について説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点を説明するよう求めた。

① 申請対象設備の選定

- ・火災防護設備に関しては、DB・SA のそれぞれの条件において求められる機能との関係も踏まえた上で、主流路の範囲等を整理すること。
- ・溶解施設については、MOX 燃料加工施設における議論の結果等が十分に反映されていないため、資料を再精査すること。また、各条にて求められる機能との対応関係を明確にして主流路の範囲等を整理するとともに、再処理施設の特徴を踏まえて、MOX 燃料加工施設と記載の仕方に差

異が生じるのであれば、その理由を含めて説明すること。

② 竜巻防護

- ・補助防護板について、仕様表で担保すべき事項を再整理すること。また、仕様表に関しては、耐震や外部火災等にも関連するものであることから、仕様表全体としての記載方針について整理して説明すること。
- ・評価対象部位の選定方法等について、結論だけが書かれていて、その考え方等が示されていない。また、計算に元いるデータの根拠等も示されていない。記載内容の妥当性を確認するために必要な情報を追記すること。

③ その他

- ・再処理施設と MOX 燃料加工施設とで相互に連携を図って審査に対応するとされていたはずであるが、本日の資料や説明の内容からすると、適切な管理体制の下で十分な連携が図られているものにはなっていない。審査を進める上では日本原燃としてしっかり考えを整理して対応することが重要であり、適切に対応すること。

(3) 日本原燃から、本日のヒアリングを踏まえて対応する旨の発言があった。

6. その他

提出資料

なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和 2 年 12 月 24 日）
「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html
- ・ 日本原燃株式会社 MOX 燃料工場 規制法令及び通達に係る文書（令和 2 年 12 月 24 日）
「日本原燃（株）から再処理事業所 MOX 燃料加工施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000124.html
- ・ 令和 4 年 1 月 24 日
「日本原燃（株）再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和 4 年 1 月 26 日
「日本原燃（株）再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和 4 年 1 月 27 日
「日本原燃（株）再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」